

# Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行日】 平成21年11月1日

## おかげさまで50号！ありがとうございます。

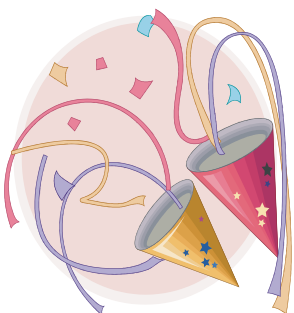
平成17年6月にスタートした本誌「Insight Review」は、皆様のお陰をもちまして、50号を発行することができました。本当にありがとうございます。

どちらかというと継続することが苦手な自分なので、ここまで4年以上継続して発行できたことに正直びっくりするとともに、スタッフには本当に感謝しています。

毎月のことですが、月末が近づくたびに、編集担当のスタッフともども頭をかかえる日々で、記事の内容にはいつも四苦八苦しながら対応しています。

日々の忙しさの中で、ついつい後回しにしがちな編集作業ですが、皆様のところにお邪魔した際に内容等について声をかけていただいたり、お手元に保管いただいているのをお見かけすると、また来月もがんばろうと決意を新たに、モチベーションを高めてきたのが現実です。これからも、ひとつでも皆さんのお役に立てるように精進していきますので、今後ともよろしく願います。

それから、皆様には是非とも忌憚のない意見やご要望もお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。



### CONTENTS

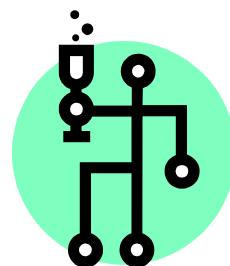
おかげさまで50号！	……P.1
5000円以下の飲食費 損金算入要件の再確認	……P.1
平均給与(平成20年分)が公開 過去最大のダウン	……P.2
平成20年度 法人税申告状況 黒字申告は29.1%!	……P.2
返済猶予制度 利払継続で正常債権へ	……P.3
離婚時の財産分与 課税or非課税?	……P.3
来年4月から労基法改正	……P.4
年末調整の準備を 願います!	……P.4
社会保険料 節約の裏ワザ	……P.5
11月度の税務スケジュール	……P.5
今月の名言録	……P.6
編集後記	……P.6

## 5,000円以下の飲食費 損金算入要件の再確認

年末年始はなにかと交際費の出費が増える時期です。企業が支出する交際費については、「1人あたり5000円以下の飲食費を交際費から除く」規定が定められています。具体的には「法人が得意先や仕入先など事業に関係のある者に対して」「接待、供応、慰安、贈答などの目的で支出した」「飲食その他これに類する行為のために要する費用(役員や従業員、またはその親族に対するものを除く)が」「一人5000円以内であれば交際費には含めなくて良い」という規定です。

もちろん、これには条件があり、下記事項について記載した書類の保存が必要なのでご注意ください。

当該飲食等のあった年月日  
 当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者等の氏名・名称及びその関係  
 当該飲食等に参加した者の人数  
 当該費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地  
 その他参考となるべき事項



この規定の適用が開始されてから数年が経過し、この規定を積極的に利用されていると思います。ただ、その一方でこの規定を拡大解釈している例も出てきました。

たとえば、取引先が行った飲食費を肩代わりした場合(自社の役員や社員が参加していないケース)に、その費用を交際費に含めずに経費としてしまうことがあります。国税庁のQ&Aなどで同規定が適用されるとされている「取引先の行事などに際して弁当などを差し入れた場合」と同じだと勘違いしてしまうわけです。しかし、飲食費を肩代わりするという行為は上述の「飲食その他これに類する行為のために要する費用」ではなく、金銭等の贈答にあたるため交際費です。上の例でいえば、「取引先の行事などに際して弁当などを差し入れる」のは同規定の適用内でも、「取引先の行事などに際して弁当代」を差し入れるのは金銭等の贈答になるため交際費になるのです。



## 平均給与(平成20年分)が公開！ 過去最大のダウン



国税庁が「平成20年分民間給与実態統計調査結果について(速報)」を公開しています。  
 それによると、平成20年12月31日時点で民間事業所に勤務する給与所得者数は、5年連続で前年を上回る5474万人(前年比1.8%増)でその給与総額は201兆3177億円(同0.0%増加)。  
 所得税の源泉徴収額は8兆6277億円(同4.1%増)。  
 また、平成20年において1年間を通じて勤務した給与所得者数も2年連続で増加し4587万人(同1.0%増)となりました。

ところが、給与所得者が増えたにも関わらず、その給与総額は増えていません。  
 このため、一人あたりの平均給与は前年より7万6千円低い1430万円(同1.7%減)となりました。これは同調査を始めた昭和24年(1949年)分以来で最大の減少額、および減少率ということです。平均給与の内訳は給料・手当が365万円(同1.0%減)、賞与が65万円(同6.0%減)となっており、賞与の方が大きく減少していることから見て、景気後退による業績悪化がこの減少の原因と考えると良いでしょう。

なお、平均給与を業種別に見ると、最も高いのは「電気、ガス、熱供給、水道業」の675万円で、次いで「金融業・保険業」の649万円、「情報通信業」の616万円の順。最も低かったのは「宿泊、飲食サービス業」の250万円で、次いで「農林水産、鉱業」の310万円、「サービス業」の338万円の順です。  
 これらの状況により、平成20年分の給与所得者数4587万人のうち、源泉徴収により所得税を納税した者は3837万人(前年比1.1%減)に減り、その税額も8兆5551億円(同2.3%減)と減少しています。  
 対象母集団の平均年齢等の情報がないので一概に比較できないと思いますが、自社の給与水準と比較検討する材料にされてもいいと思います。

平均給料・手当及び平均賞与

区分	平均給料・手当		平均賞与		平均給与		賞与割合 (b)/(a)	
	金額 (a)	伸び率	金額 (b)	伸び率	金額 (a)+ (b)	伸び率		
平成10年分	千円 3,766	% 0.0	千円 881	% 2.8	千円 4,648	% 0.5	% 23.4	
11	3,798	0.8	816	7.4	4,613	0.8	21.5	
12	3,803	0.1	807	1.1	4,610	0.1	21.2	
13	3,765	1.0	775	4.0	4,540	1.5	20.6	
14	3,752	0.3	725	6.5	4,478	1.4	19.3	
15	3,738	0.4	701	3.3	4,439	0.9	18.8	
16	3,701	1.0	687	2.0	4,388	1.1	18.6	
17	3,694	0.2	674	1.9	4,368	0.5	18.2	
18	3,676	0.5	672	0.3	4,349	0.4	18.3	
19	男	4,534	0.3	889	2.5	5,422	0.7	19.6
	女	2,344	0.0	369	1.1	2,712	0.1	15.7
	計	3,685	0.2	687	2.2	4,372	0.5	18.6
20	男	4,490	1.0	835	6.1	5,325	1.8	18.6
	女	2,356	0.5	355	3.8	2,710	0.1	15.1
	計	3,650	1.0	646	6.0	4,296	1.7	17.7

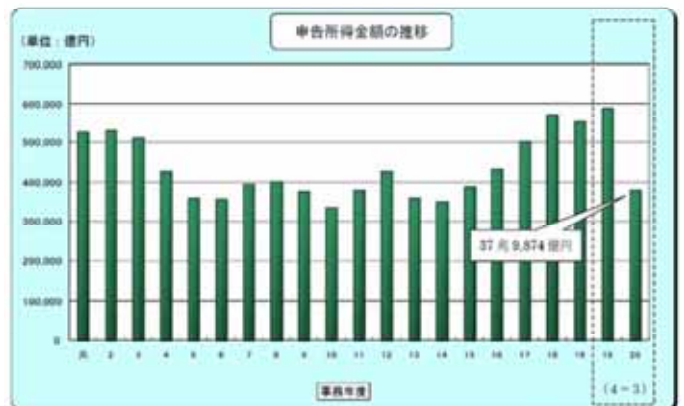
## 平成20年度 法人税申告状況。黒字申告は29.1%！

国税庁が「平成20年度における法人税の申告事績について」を公表しました。それによると、平成20年度の法人税は、申告所得金額、申告税額とも前年度から大きく落ち込んでいるようです。  
 なお、今回の公表より、集計対象期間が従来の7～6月申告ベース(7月1日～翌年6月30日までに申告があったもの)から、4～3月決算ベース(4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度)に変更になっています。従って、今回の公表は「平成20年4月1日～同21年3月31日までに終了した事業年度に係る申告」についての集計結果ということになります。

公表によると、平成21年6月現在の法人数は300万2千社でほぼ前年同月並み。この1年で法人の数はあまり変わっていません。平成20年度に法人税を申告した件数も280万5千社で前年度比0.2%の微減です。  
 しかし、その申告のうち納税額があった申告(黒字申告)の割合はなんと29.1%。初めて3割を下回り過去最低となりました。さらに、黒字企業1件あたりの所得金額4653万円が前年度の6470万円に比べて28.1%も減少しました。一方、赤字企業1件あたりの欠損金額は1546万円で、前年度の871万円に比べて78.5%も悪化しています。

法人税の申告及び税額の状況

項目	年度等	19		20	
		件数等	件数等	件数等	前年対比
申告件数	千件	2,809		2,805	99.8
申告所得金額	億円	588,244		379,874	64.6
申告税額	億円	145,321		97,077	66.8



(注) 本年度から、申告事績の集計対象期間を見直している(「集計対象期間の見直しについて」参照)

その結果、申告所得額は37兆9874億円で前年度の58兆8244億円より35.4% (20兆8370億円) 減と大幅に減少。申告税額も9兆7077億円で前年度の14兆5321億円より33.2% (4兆8244億円) 減と大幅に減少しており、税収はますます細る見込みで、昨今の経済状況を反映する結果となっています。

## 返済猶予制度 利払い続けば「不良債権」とせず！（金融庁）

金融庁は、中小・零細企業を対象にした債務の返済猶予を含む新制度の導入に伴って改訂する「金融検査マニュアル」を、時限措置ではなく、恒久化する検討に入りました。貸し付け条件を変更しても不良債権とはならないケースを増やすのが柱で、「利払いが続いていれば不良債権扱いはしない」といった新たな項目を盛り込む見通しです。

新制度は、金融機関に対し貸し付け条件の変更に応じる努力義務を課す「中小企業金融円滑化法案」（仮称）と信用保証制度の拡充、不良債権処理の指針となる検査マニュアルの改訂など一連の対策を組み合わせた措置。

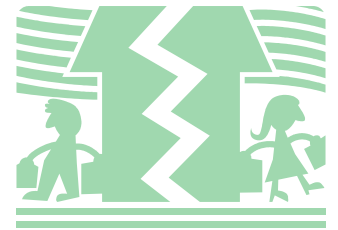
このうち法案は2011年3月までの時限措置ですが、大塚金融担当副大臣は、先月22日の記者会見で「（時限立法の期限切れにあわせて）検査マニュアルを元に戻すことは想定していない」と述べ、恒久化の方向で検討する意向を表明しています。

金融庁は昨年11月に、中小企業が返済猶予などを受けても、長期的（最長10年）な再生計画をつくれれば不良債権に認定しない仕組みを導入していますが、新しいマニュアルではその要件をさらに拡充するようです。（日経新聞より抜粋）



## 離婚時の財産分与！ 課税 or 非課税？

「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができ、当事者間に協議が調わないときや、協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができます。但し、離婚の時から2年を経過したときは、この限りではありません。」（民法768条）これがいわゆる財産分与といわれる制度です。



財産分与というと、何年前かに厚生年金の分割制度ができ世間の注目を集めました。今は、厚生年金の分割も合意分割制度・3号分割制度とさまざまな制度が整備されているようですが、詳しい説明はまたの機会にお願いするということにして、今回は税金に関するお話をしたいと思います。

皆さんは、この財産分与にどんな税金がかかると思いますか？

「財産をあげるのだから贈与税？」

うっ、…正解です、半分ですが…。でも安心してください。離婚による財産分与は、原則として贈与により取得した財産にはなりませんので贈与税はかかりません。ただし財産分与の額が過大である場合には、その過大とされる部分には贈与税が課税されますのでご注意ください。でも、これは財産をもらった側の問題ですね。

しかし、今回お話ししたいのは財産をあげた側の所得税の問題です。

民法768条の規定による財産の分与は、過去に夫婦で築き上げた財産の清算、将来の生活費の分担及び配偶者への慰謝料支払いなどの性格を有していると解されています。

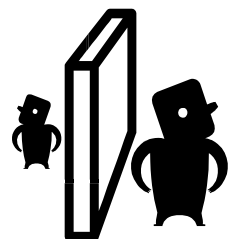
そして、この財産分与による資産の移転は、財産分与者の分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡と解される為、その分与をした者は、その分与をした時においてその時の時価により、その資産を譲渡したことになります（所基通33-1の4）と定められています。

これを読んで？？？と思われた方もいるかもしれませんが、そう、財産分与を現金で支払えば譲渡所得課税の問題は生じません。しかし、現実問題として、実際に住んでいる土地や家屋を分与するということがあります。この場合、その土地や家屋が譲渡所得の基因となる資産の為、その土地や家屋を時価で譲渡したものと譲渡所得が課税されるのです。何の収入も得ていないのに税金がかかるのか？と疑問に思う方もいらっしゃると思います。

この財産分与者の分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡」と言っているとおり、分与義務の消滅という経済的利益が対価なのです。もう少し分かり易く説明すると、「土地や家屋を第三者に譲渡し、その譲渡で得た現金を財産分与したのと同じ」ということになり、そこで顕在化した利益には、譲渡所得税がかかっても不思議ではないですね。

頭の体操みたいな話ですが、なんとなくイメージしていただけたでしょうか。

本当に税金はどこまでも追いかけてくるものなのです。



## 来年4月から、労働基準法が改正されます。但し、適用には猶予も！

平成22年4月1日から労働基準法改正が施行されます。今回の労働基準法改正は昨年12月5日に国会で可決・成立したもので、その主な改正内容は以下の4点です。

時間外労働の割増賃金率引き上げ  
割増賃金の支払に代えた有給休暇取得制度の導入  
特別条項付き36協定に努力義務追加  
年次有給休暇の時間単位取得制度の導入



### 時間外労働の割増賃金率引き上げ

一ヶ月60時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられます。  
(休日労働の35%、深夜労働の25%は変更ありません)

ただし、以下の中小企業については当分の間(3年後に見直し)、適用が猶予されています。

業種	適用猶予の要件
小売業	資本(出資)金5000万円以下、または従業員50人以下
サービス業	資本(出資)金5000万円以下、または従業員100人以下
卸売業	資本(出資)金1億円以下、または従業員100人以下
上記以外	資本(出資)金3億円以下、または従業員300人以下



### 割増賃金の支払に代えた有給休暇取得制度の導入

労使協定を締結すれば、一ヶ月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、法定割増賃金引上げ分(25%分)の割増賃金の支払に代えて、有給休暇を付与することができます。

なお、労働者がこの有給休暇を取得した場合、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

### 特別条項付き36協定に努力義務追加

「特別条項付きの時間外労働協定(36協定)」によって、時間外労働の限度基準(一ヶ月45時間)を超えた時間外労働の記載がある場合、同協定に以下の要件が加わります。

- 月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を定めること
- の率は法定割増賃金率25%を超える率とするように努めること
- 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること



### 年次有給休暇の時間単位取得制度の導入

従来は「日単位」で取得することになっていた年次有給休暇について、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として「時間単位」で取得できるようになります。

## 年末調整の準備をお願いします！

「年末調整」とは、毎月の給与支払の際に源泉徴収という形で行われている概算で納付した所得税と、その年の年間給与所得に基づいて求めた正しい税額を比べて、その差額を「徴収」や「還付」といった形で調整する手続きのことを言います。

当事務所にて年末調整のご依頼をいただいているお客様につきましては、別途従業員様向けにもご案内いたしますが、下記のような書類が必要になりますのでご準備をお願いいたします。

なお、平成21年分年末調整につきまして、前年との改正点はほとんどありません。

**給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**  
**保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書**

また、上記に添付・記載する国民年金の証明書や国民健康保険の支払額がわかる書類、生命保険料控除証明書など年末調整に関する書類がお手元にあるかご確認ください。



## 社会保険料 節約の裏ワザ！

企業経営における社会保険料の負担割合は年々高くなってきており、その負担は、企業の成長力そのものを損なうところまできつつあります。

そこで、その保険料の負担を少しでも軽減するための“裏ワザ”を紹介します。すぐに活用できるものもありますので、是非参考にしてみてください。



### 退職日は月末以外の日とする

社会保険料は入社の日から退社した日の月までかかりますので、月末退社の場合はその退職月までかかる事となります。社内規定で月末退職が規定されていれば別ですが、退職日を月途中とする事で、その月は保険料がかかりません。これは、賞与についてもいえる事で退職月に支払った賞与の保険料は月末退職でない限り、保険料はかかりません。

### 非常勤勤務やワーク・シェアリングする

企業で社会保険に加入しなければならない要件は、1日又は1週間の労働時間、又は1か月の労働日数がその企業の所定労働時間の4分の3以上働く人が対象となります。フルタイム勤務を要しない人に対してこの勤務時間の範囲内で勤務してもらい、又、正社員でもワーク・シェアリングを行った場合には利用できる方法かもしれません。

### 実費弁済的な費用は賃金から除外する

実際に支払った出張費等は賃金からはずし、別途実費弁済で精算します。

### 個人事業主との委託契約等に切替える

業務内容によっては、個人事業主としての契約に変えることができる業務もあると思います。企業負担を減らすとともに、本人にもメリットになる事もあるでしょう。ただし、今後の税制改正で個人事業主としての認定基準が厳しくなることも予測されているので、今後の動向に注意が必要です。

### 育児休業者保険料免除制度を利用

育児休業者がいる場合、免除申請が受理されれば、子が満3歳になるまで保険料免除されます。(長期の休業が企業にとってどうなのかは別として)保険料免除申請をして必ず適用を受けましょう。

今日のような経済情勢の下では、経費の見直しをしている企業も増えているかもしれません。社会保険料の負担軽減を意識することで、保険料節約ができれば、少しでも経費削減につながる事でしょう。



## 11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年5月～当年10月分)の納付	納 期 限 11月 10日(火)
所得税の予定納税の減額申請	申請期限 11月 16日(月)
9月決算法人の確定申告	申告期限 11月 30日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 11月 30日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 11月 30日(月)
3月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 11月 30日(月)
消費税年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人の3月毎の中間申告	申告期限 11月 30日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 11月 30日(月)
特別農業所得者の予定納税額の納付	納 期 限 11月 30日(月)
個人事業税の納付(第2期分)	納 期 限 市町村の条例に定める日

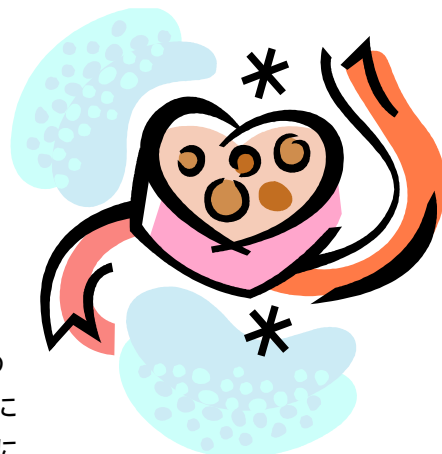
## 今月の名言録

### 幸せか不幸か

人間の幸いか、不幸かというのは、結果からいえば、生活の情味を味わって生きるか否かによるといえる。貴賤貧富などというのは第二義的のものである。実際にかに喰るほど金があっても、高い地位名誉があっても、生活の情味を味わおうとしない人は、いわゆる本当の幸福を味わうことは絶対にできない。もっともこういう中には、現代のようなせちがらい世の中、いささかも面白味を感じる事の少ない時代に、生活の中から情味を見出せよなどということは、ずいぶん無理な注文だと思う人があるかもしれない。

その生活に負わされている負担とか犠牲とかいう方面のみを考えると、およそ人間の生活くらい苦しく、つらく、悩ましいものはないと思われよう。しかし、もっとも立体的に人生というものには観察すべきである。すると、期せずして生活の範囲の広いことと同時にその内容が、ちょうど精巧な織物のように、極めて複雑な色模様でちりばめられていることを直感する。その直感なるものが生活の中から、相当楽しく、面白く、愉快で、スイートだと思えるものを、かなり量多く見出してくれるのである。だから、われわれは、常に注意深く、日々の自己生活の中から、できるだけ多分に、情味を味わうよう心がけねばならぬ。

(「ほんとうの心の力」中村天風 PHP研究所)



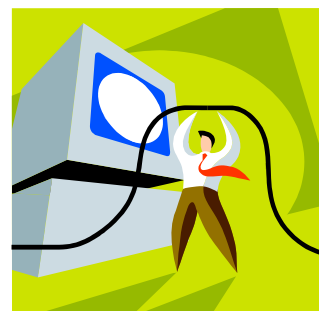
## 編集後記

先日、ウィンドウズ7が発売されました。以前のように大々的にマスコミに取り上げられることはありませんが、3年前にでたウィンドウズビスタに対してユーザーから不満が多数あがったこともあり、その改良も含めて今回のウィンドウズ7の発売になったようです。

ビスタに対する不満というのは、様々な高機能のおかげでパソコンに負担がかかる(いわゆる「動作が重い」という事と、ウィンドウズXPで使っていたソフトが使えないことが多い事があげられます。今回のウィンドウズ7は、その不満に対応して、パソコンへの負担は軽減され、XP対応のソフトも特別な機能によって使えるようになっています。

その一方で、特定のソフトに頼らずインターネットにつながる環境さえあれば様々な業務ができる仕組みも登場しており、それが普及してくるとあまり高機能なパソコン、ソフトは必要なくなるとも言われています。必要なときに必要な機能の分だけ利用料を払う仕組みです。パソコンを業務で使っている皆さんで、業務を効率化・合理化する必要性を感じていらっしゃる方は多いと思います。年末の総括として、管理部門の問題点の洗い出しも必要ではないでしょうか

(藤田智明)



## 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美

